

別紙

諮問第1026号

答 申

1 審査会の結論

「東京都立中央図書館資料管理課収集係が行った参観の際に収集係長が持参した手元資料」について開示を行わなかった決定は、結論において妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「平成28年〇月〇日（〇曜日）午後〇時からの東京都立中央図書館資料管理課収集係（〇〇収集係長他2名）が行った参観への対応の際に使用した説明用の参考資料のうち、〇〇収集係長の持参した手元資料（「アイスランド語聖書」とのふせんの貼った資料一式）」の開示請求に対し、東京都知事が平成28年3月25日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件開示請求について、実施機関は、当該資料は担当者個人の手持ち資料であることから、請求に係る文書は、公文書には該当しないため、非開示決定としたが、「非開示決定通知書」の「2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」には、根拠規定が記載されておらず、非開示とする理由が適法に説明されていない。

条例2条2項で規定する「公文書」の定義は承知している。

実施機関は、本件対象公文書を「担当者個人の手持ち資料」と説明しているところ、実施機関の職員が職務上作成・取得した文書で、組織的に用いるものとして保有して

いるものではないと推察できる。

しかしながら、平成28年〇月〇日の東京都立中央図書館の参観（資料選定プロセスについて担当者へのインタビュー）において、〇〇収集係長は「アイスランド語聖書」については、「内部で取扱いを慎重に検討した。」と発言しており、これらの資料が中央図書館において、職員が作成し、組織的に用いるものとして保有していると認められ、実施機関の非開示とした理由には理由がなく、条例の解釈適用を誤った違法な処分である。また、上述のとおり、「公文書」の定義や根拠規定を明らかにしておらず、違法である指摘は免れない。

したがって、上記のとおり、原処分を取り消し、対象文書を公文書として開示するとの決定を求める。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

条例2条2項において、公文書とは「実施機関の職員（中略）が職務上作成し、又は取得した文書（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

さらに、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日11政都情第366号）2条2項関係第1の5によると、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、「当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味する」とされている。

当該資料は、応対した収集係長が手持資料として自己が管理する資料を応対の際に持参したものであり、当該係長が個人で利用しているものであって、組織として共用しているものではないことから、条例上の公文書には該当しない。また、インタビュー応対時に当該資料を使用することは一切なく、応対終了後に当該資料を不要として破棄している。

以上により、当該資料は、条例2条2項に規定する公文書には該当しないことから、

本件開示請求に対し、条例11条2項に基づき非開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 8月 1日	諮問
平成29年10月 3日	実施機関から理由説明書收受
平成29年10月31日	新規概要説明（第183回第一部会）
平成29年11月22日	審議（第184回第一部会）
平成29年12月20日	審議（第185回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 都立中央図書館における参観について

都立中央図書館（以下「中央図書館」という。）では、資料の収集、管理、保存、貸出等とともに、利用者の多様な学習活動や調査研究活動を支援するためのサービス提供環境を整備している。

また、中央図書館の参観申込みがあった場合、中央図書館長は、「東京都立中央図書館参観者取扱要綱」（昭和48年7月19日48中図発第232号）1条及び3条に基づき、参観目的等を確認のうえ、館の事業及び利用者の閲覧に支障を来さない範囲で当該申込みを承諾する。参観に対応する職員等は、必要に応じて参考資料などを使用し、参観者への説明等を行っている。

イ 本件請求文書について

本件異議申立てに係る請求文書は、「平成28年〇月〇日（〇曜日）午後〇時から
の中央図書館資料管理課収集係（〇〇収集係長他2名）が行った参観への対応の際
に使用した説明用の参考資料のうち、〇〇収集係長の持参した手元資料（「アイス
ランド語聖書」とのふせんの貼った資料一式）」（以下「本件請求文書」という。）で
ある。

実施機関は、本件請求文書は担当者個人の手持ち資料であることから、条例上の
公文書に該当しないため、非開示とする決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例2条2項本文は、「この条例において『公文書』とは、実施機関の職員（都
が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得
した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他
人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同
じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が
保有しているものをいう。」と規定している。

エ 本件請求文書の公文書該当性について

異議申立人は、本件請求文書について、中央図書館において職員が作成し、組織
的に用いるものとして保有していると認められる旨主張している。

これに対し、実施機関は、異議申立人の参観の際に「アイスランド語聖書」につ
いて質問が及ぶことが想定されたことから、収集係長が自らの業務の便宜上、個人
的に保管していた手持ち資料を参観の対応の際に持参したものが本件請求文書で
あり、具体的には、平成27年度に収集係長がインターネットで情報収集していた
国立国会図書館におけるアイスランド語聖書等の所蔵状況や、ネット書店における
取扱い状況の資料であると説明する。さらに、実施機関によれば、本件請求文書は、
職員が個人的に利用している資料であって、組織として共用する文書ではなく、
インタビュー対応時に一切使用することはなかったもので、対応終了後、不要とし
て破棄したとのことである。

そこで、審査会は、本件請求文書が条例2条2項に規定する公文書に該当するかどうかについて検討する。

「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日11政都情第366号）2条2項関係第1の5によると、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味するとされている。

本件請求文書は、収集係長が自らの業務の便宜上、個人的に保有していた資料であるとのことであり、職務上作成又は取得した文書ではあるものの、実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されているものではないことから、本件請求文書が条例2条2項に定める公文書に該当しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

さらに、審査会が当審査会事務局を通じて東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号）に基づき文書総合管理システムに記録された中央図書館サービス部資料管理課の文書一覧（平成27年度）の提示を受け、その内容を見分したところ、本件請求文書に該当する文書は見当たらなかった。

以上のことから、本件請求文書は組織共用文書であるとは認められず、実施機関が本件請求文書について、条例上の公文書に該当しないとして開示を行わなかった決定は、結論において妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも